

議案第七十号

港区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年九月十二日

提出者 港区長 武井雅昭

港区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

港区職員の旅費に関する条例（昭和二十六年港区条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「又は」を「、又は」に改め、同条第二項中「のいずれか」を「に規定する場合」に改め、同条第三項中「第十六条第二号から第五号まで」を「第十六条各号」に改め、同条第四項中「本特別区」を「区」に改め、同条第五項中「以下本条」を「次項」に、「第四条第三項」を「次条第三項」に、「ため」を「ために」に改め、同条第六項中「旅行中」を「旅行中に」に改める。

付 則

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

（説明）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行による地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部改正により、地方公務員の欠格条項から成年被後見人等の規定が削除されることに伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。